

電気自動車用急速充電器を有料化します！

1 目的

町では、平成21年度から「環境先進観光地一箱根」の推進方策の1つとして移動手段のエコ化を掲げ、電気自動車の利用を促進するために、役場本庁舎とレイクアリーナ箱根の2ヶ所に電気自動車用急速充電器を設置しています。

このうち本庁舎の2基は、平成25年1月から有料化に向けて認証システムを導入し、実証実験を行ってきましたが、この間、民間事業者による有料の充電サービスの提供が本格化してきました。

こうした状況を踏まえて、平成27年4月1日から町が所有する急速充電器の有料化を行います。

2 有料化の開始時期

平成27年4月1日(水) 9時から

3 役場本庁舎の利用方法

会員カード※をお持ちの方とお持ちでない方の両方が利用できます。

※ 合同会社日本充電サービス及び自動車メーカー(トヨタ自動車、日産自動車、三菱自動車)が発行するカード

(1) 利用料金

区 分	利用料金
会員カードをお持ちの方	カード発行会社により料金は異なります。
会員カードをお持ちでない方	1回(30分) 540円

(2) 利用時間

24時間 全日利用可

(3) 利用方法

区 分	利用方法
会員カードをお持ちの方	カードを讀取装置にタッチして充電器を利用します。
会員カードをお持ちでない方	利用の前に、所有しているクレジットカードの番号などを運用事業者 に提供し、充電に必要なパスワードを取得し、入力することで利用しま す。

(4) その他

有料化により、これまで使用できたカードは、平成27年4月1日以降、使用できなくなります。

○平成27年4月1日以降に使用できなくなるカード

ジャパンチャージネットワークのカード
この他、EVSSネットワークの会員カードも
利用できなくなります

○平成27年4月1日以降に使用できるカード

合同会社日本充電サービスが、発行するカード
のほか、自動車メーカー(トヨタ自動車、日産自動
車、三菱自動車)が発行するカードも利用できま
す

4 レイクアリーナ箱根(総合体育館)の利用方法

레이크アリーナ箱根の事務室窓口で料金支払い後の充電となりますので、会員カードを使用した無人の充電サービスではありません。

(1) 利用料金

1回(30分) 540円

(2) 利用時間

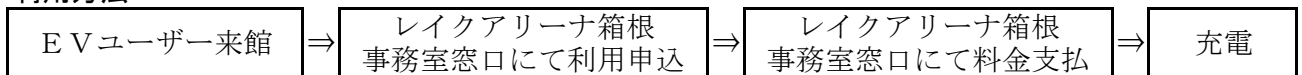
休館日※を除く 9:00~20:00

※休館日… 月曜日[ただし、月曜日が祝日(以下「休日」という)にあたるときは除く。]

休日の翌日が土曜日および日曜日にあたるときは除く。

12月29日から翌年1月3日

(3) 利用方法



5 問合せ先

箱根町企画観光部企画課

TEL 0460-85-9560 FAX 0460-85-7577

E-mail kikaku-t@town.hakone.kanagawa.jp